

令和3年第6回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和3年6月18日(金) 16時30分開会  
17時10分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子  
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員  
教育長 勝本真二  
教育次長 山本昭彦  
学校教育課理事 田中 真  
教育総務課長 森本陽子  
生涯学習課長 北野靖之  
教育総務課 課長補佐 峰 修子

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第29号 令和3年度学校給食費(10月分)の額の変更について

議案第30号 新図書館整備計画検討委員会委員の選任について

議案第31号 長与町立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則  
について

議案第32号 長与町スポーツ表彰に関する規則について

6. その他

閉会

○山本教育次長

改めまして、皆さんこんにちは。

本日までの学校訪問、大変お疲れさまでした。

それでは、定足数に達しておりますので、只今より令和3年第6回定例教育委員会を開会いたします。

初めに、勝本教育長にご挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

みなさんこんにちは。先ほど次長から挨拶がありましたように、本日までの学校訪問につきましては、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

今回の学校訪問を通して、各学校の良さや強み、それと課題が見えてきたものと思います。

各学校とも、課題解決のためにですね、校長を中心に全力で取り組むだろうとっております。

教育委員会といたしましても、今後とも、学校支援を頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆様のお協力方よろしくお願ひいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山本教育次長

次に、5月28日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認いただきますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございます。

続きまして、次第4の報告、教育行政報告でございます。

1ページをお開きください。

教育総務課です。

教育総務課では、本日の定例教育委員会の開催でございます。

続きまして学校教育課では、西彼杵郡中学校総合体育大会が5月29日・30日に武道と球技、6月3日にラグビーや体操、15日には陸上競技が各会場にて行われております。

無観客となりましたけれども、まずは、開催できましたこと、生徒にとりましても、これまでの練習の成果を発揮できる場があったことはよかったですと思っております。

それから、6月14日から今日までの4日間、町内の8校の学校訪問を行いまして、委員の皆様から、御指導、御助言を賜りました。

本当にありがとうございました。

次に生涯学習課です。

生涯学習課では、6月5日に遺跡巡りの研修会を行いました。

町内小・中学校の今年度着任をされた先生方、そして役場の新規採用職員計20名が参加をしております。

長与皿山窯跡、寺屋敷五輪塔群を訪れ、クイズ形式を交えての研修は好評でございまして、参加者同士のコミュニケーションも図りながら、楽しく長与町の史跡文化財について学び、長与町の文化を知るきっかけづくりにもなったと思っております。

6月1日、長与町社会教育委員会を開催いたしまして、委員の皆様には委嘱状を交付したほか、令和2年度の活動報告、実績報告のほか、令和3年度の事業などについて協議をしております。

6月18日、平和コンサートin長与の実行委員会を、この後、19時から行う予定です。実施の可否についても協議をしていきたいと思っております。

続きまして2ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスに関連した対応についてでございます。

新型コロナウイルス関連の教育委員会の対応についてですが、5月28日にステージ3になったことに伴いまして、6月1日より、町内公民館、スポーツ施設、文化施設の利用を再開しております。

以上が行政報告となります。

次に学校事故報告と委任事項の報告でございますけれども、学校事故の報告、そして、委任事項ともございません。

以上をもちまして、報告のほうを終わらせていただきます。

これまでで御質問等ございませんでしょうか。

○教育委員

ありません。

○山本教育次長

それでは、5番の議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、勝本教育長をお願いいたします。

○勝本教育長

では議案のほうに移らせていただきます。

議案第29号 令和3年度学校給食費（10月分）の額の変更についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第29号 令和3年度学校給食費10月分の額の変更についての提案理由を申しあげます。

令和3年第3回定例教育委員会で御承認いただきました、学校給食費の額につきまして、これまで無料でした、ビジネスバンキングWeb手数料の有料化に伴いまして、10月分の給食費につきまして手数料分を増額するものでございます。

現在の給食費につきましては、資料の4ページの表の決定額の給食費の4月以外の欄になりますが、小学校が4,143円、中学校が4,805円となっております。

10月より、ビジネスバンキングWeb手数料が、10月から3月までの分として1人当たり52円かかることとなりましたので、この手数料の52円を小学校と中学校それぞれ加算し、10月分の給食費を、小学校につきましては4,195円、中学校につきましては、4,857円に額の変更をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第29号について質疑はございませんか。

○廣田委員

ビジネスバンキングとはどういうものでしょうか。

○田中理事

これまで、十八銀行、親和銀行という別々の銀行であったときにはですね、インターネットを使つてのバンキングをしてたんですが、そこに対しての手数料はかかっておりませんでした。

今回、統合いたしましたけれども、当面の間はということで、手数料を無料ということで現在まできておったんですけれども、10月から手数料をいただきたいということで話がありました。インターネット上で、食材費とかの支払いをしておりますが、そこにかかる手数料ということになります。

○勝本教育長

よろしいですか。

○廣田委員

はい。ありがとうございました。

○勝本教育長

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第30号 新図書館整備計画検討委員会委員の選任についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第30号 新図書館整備計画検討委員会委員の選任について、提案理

由を申し上げます。

新図書館整備計画検討委員会委員の委嘱につきまして、承認を求めるものでございます。

新図書館の整備を進めるにあたり、新図書館の基本構想や基本計画の策定にかかる提言、整備に関する重要事項にかかる調査、審議を行うために委員会を組織するものでございます。

資料の8ページに、今回委嘱いたします委員の名簿をつけております。

令和3年第3回の定例教育委員会で御承認をいただきました、新図書館整備計画検討委員会規則、第3条第1項に基づきまして、委員の選定をいたしております。

委員の構成は、社会教育委員、前図書館基本構想に関わった方、町内大学、高校、小中学校の先生、そして子育て世代の方、図書館利用者、それから一般公募で選任した方など14名となっております。

任期は令和3年7月1日から、担任する事務が終了するまでとなっております。現在のところ令和8年度までを予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第30号についての質疑はございませんか。

いかがでしょうか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第31号 長与町立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第31号 長与町立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

本議案は、長与町体育協会から長与町スポーツ協会への名称の変更に伴いまして、規則中の町体育協会を町スポーツ協会に改めるものでございます。

詳細は担当課長より御説明をいたします。

○北野生涯学習課長

それではまず、15ページをお願いします。

今回長与町体育協会が長与町スポーツ協会に名称を変更したことに伴いまして、改正が必要な規則や要綱、規程などの一覧になります。

改正が必要な規則等は全部で18本ございますが、その中で、教育委員会に関係するものが1から13までの13本でございます。

さらに、13本中で、1から9まで、黄色の網かけをしておりますけれども、これが規則でございまして、規則の制定と改廃、廃止につきましては、教育委員会の御承認を受けなければならないとなっておりますので、今回9本の規則改正に伴います議案を上げさせていただいております。

それでは12ページをお願いします。

長与町立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則としまして、第1条から第9条まで、9本まとめた改正としております。

改正内容としましては、9本全て各規則の別表中に明記されております、町体育協会を町スポーツ協会に改めるものでございます。

参考としまして別につけております、この右上に参考例と書いている別紙の資料をお願いします。

これは改正前の規則になります。

改正の箇所は、3ページ目の黄色の網かけ部分で、減免対象となる団体等の説明欄でございます。

この町体育協会を、町スポーツ協会に改正するわけですがけれども、これと全く同じ内容の改正が議案の12ページの第1条から第9条までの合計9本分になります。

以上で説明を終わります。

御審議をよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第31号について、質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第32号 長与町スポーツ表彰に関する規則についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第32号 長与町スポーツ表彰に関する規則についての提案理由を申し上げます。

本議案は、長与町体育協会から長与町スポーツ協会の名称に変更となったことや、表彰の名称の変更に伴い、表彰の種類、推薦等に関する規程を整備するため、改正を行うものでございます。

詳細を担当課長より御説明いたします。

○北野生涯学習課長

はい、説明いたします。

まず15ページをお願いします。

この一覧の13番、長与町スポーツ表彰に関する細則につきましても、今回の体育協会の名称変更に基づきまして、一部改正が必要でございます。

すいません、また別に付けております資料の、スポーツ表彰に関する規則、スポーツ表彰に関する細則、これをあわせてご覧ください。

今までは、この規則と細則の二つの規定に基づきまして、表彰の事務を行っておりました。

しかし、少しわかりにくい部分もございましたし、幾つか変更すべき箇所もございましたので、今回の改正に合わせて規則として一本化することにしております。

具体的な変更の内容につきましては、町体育協会がスポーツ協会に名称を変更したこと、また、町体育指導委員を町スポーツ推進委員に変更したこと、それから各表彰の種類の中で、体育という文言を、スポーツという文言に変更したことがございます。

従いまして、議案のほうの15ページ、1番下のとおり、表彰に関する細則を廃止すると同時に、表彰に関する規則を全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第32号について質疑はございませんか。

いかがでしょうか。

ないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認ということで認めます。

○山本教育次長

議案第29号の説明の中で、訂正する箇所がございますので、理事のほうから訂正を申し上げます。

○田中理事

先ほどの廣田委員への答弁の修正と補足をさせていただきます。

資料5ページにありますが、これまで食材費については、各学校担当者が銀行まで出向いて、口座振替を行っておりました。

このことについて、銀行側より説明がありまして、ビジネスバンキング、いわゆるオンラインでのお金のやりとりということをお願いしたい、という依頼がございましたので、手数料として半年分を計算しましたところ、4ページにありますよう52円という単価が出ましたのでそれを10月分から引き落としさせていただくということにしております。

○勝本教育長

他にありませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では、議事が終わりましたので、事務局のほうにお返しします。

○山本教育次長

次に、その他でございますけども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局からはどうでしょうか。

何かありませんか。

それでは、私のほうから一つお伝えいたします。9月に行われます町民ソフトボール大会、10月に行われます町民体育祭につきまして、自治会長会の理事会で、参加するかどうかの希望の有無を、各自治会に聞いてくれという打診がありました。各自治会に打診をいたしまして、回答を取ったところ、ほとんどの自治会で、まだコロナが終息していないということで、参加は見合せたほうがいい、というのが7割8割ございましたので、残念でございますけれども、令和3年度も、町民ソフトボール大会、それから町民体育祭は実施をしないということで決定をしたところでございます。

私からは以上です。

何か御質問等ございませんでしょうか。

事務局から何か付け加え等ありませんか。よろしいですか。

他にないようであれば、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。